

# 小規模事業者持続化補助金

## 経営計画作成支援セミナー・個別相談会 ～専門家と一緒に補助金申請書を作ろう！～

経営計画に基づいて行う **販路拡大等**の取り組みに対して

# 50万円

 を上限に補助金がでる！

※補助金制度には審査があります。内容につきましては、裏面をご覧ください。

経営計画とは、自社がこれからどういう経営を行っていくのか？ また、どういう方針で進むのか？ など、未来のビジョンを示す計画です。

なお、すでに公募がはじまった「小規模事業者持続化補助金」を活用するためには、**経営計画書の作成が必須**となります。そこで、持続化補助金の申請にあたり、計画書作成ポイントについてお話しします。またセミナー終了後、個別にご相談対応いたします。

◆日 時 **4月18日（水） 午後3時～4時30分**

◆場 所 **習志野商工会議所 会議室**

◆主な内容 ●小規模事業者持続化補助金の概要  
●補助金申請書の作成方法、申請にあたり注意すべきポイント  
●作成した補助金申請書の内容を確認し、ブラッシュアップ他〔個別相談会〕

◆講 師 **中小企業診断士 川村 浩司 氏**

◆受講対象 **小規模事業者**

◆受講料 **無 料**

習志野商工会議所 中小企業支援室 行

【FAX】 047-452-6744

### 小規模事業者持続化補助金 経営計画作成支援セミナー・個別相談会 参加申込書

事業所名		住 所	
氏 名		業 種	
		従業員数	人
T E L		F A X	
個別相談の希望（どちらかに○を付けて下さい）		希望する ・ 希望しない	

\*お申込み時にお預かりいたしました個人情報、当セミナー開催における連絡及びセミナー情報の提供以外の目的には使用いたしません

# 中小企業庁 平成 29 年度補正予算事業

## 小規模事業者持続化補助金

◇経営計画に基づいて実施する販路開拓等の取り組みに対し **50 万円**を

上限に補助金(補助率:2/3)が出ます

- ・①従業員の賃金を引き上げる取組を行う事業者、②買物弱者対策取組、③海外展開取組は、100万円が上限になります。
- ・複数の事業者が共同して申請することもできます。複数の事業者が連携する場合には、上限は100万円～500万円です。\*連携小規模事業者数によります。

### 《対象となる取り組みの例》

- ① 広告宣伝
  - ・新たな顧客層の取り込みを狙い、チラシを作成・配布
- ② 集客力を高めるための店舗改装
  - ・幅広い年代層の集客を図るための店舗のユニバーサルデザイン化
- ③ 商談会・展示会への出展
  - ・新たな販路を求め、国内外の展示会へ出展
- ④ 新たな商品・サービスの提供のための製造機器の導入・試作開発の実施
  - ・3Dプリンターを導入し、新商品の開発。原材料を購入して新製品・商品の試作開発
- ⑤ IT を活用した広報や業務効率化
  - ・ホームページの開発やネット販売システムの構築、管理システムの導入

【概要】 ※詳細は特設ウェブサイトに掲載の公募要領等をご確認ください。

### ◆補助対象者

小規模事業者とは

卸売業・小売業	常時使用する従業員の数	5人以下
サービス業(宿泊業・娯楽業以外)	常時使用する従業員の数	5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数	20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数	20人以下

### ◆対象となる事業

経営計画に基づき、商工会議所の支援を受けながら実施する販路開拓等のための事業

### ◆補助対象経費

機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、車両購入費(買い物弱者対策事業の場合に限ります)、設備処分費(補助対象経費総額の1/2が上限)委託費、外注費

### ◆補助率・補助額

補助率 補助対象経費の2/3以内

補助額 上限50万円(①従業員の賃金を引き上げる取組を行う事業者、②買物弱者対策取組、③海外展開取組は上限100万円)\*複数の事業者が連携する場合には、上限は100万円～500万円です。

### ◆受付の手続き期限等

日本商工会議所(補助金事務局)への申請書類一式の送付締切	平成30年5月18日(金) 【最終日当日消印有効】
採択結果公表	平成30年7月中予定
補助事業の実施期限	交付決定通知書受領後から 平成30年12月31日(月)まで